

五條市結婚支援重点推進事業業務委託仕様書

1 委託業務名 五條市結婚支援重点推進事業業務委託

2 目的

本市の少子高齢化対策の一環として、結婚を望む方、結婚生活をスタートされた方及び出産・子育て中の方の不安や悩みに寄り添い、結婚や結婚生活に関する助言を行う人材（以下、「メンター」という。）を養成し、メンターを中心に地域全体で結婚、出産、子育てを応援する体制を構築することを目的とする。

3 委託期間 契約締結日から令和9年3月24日

4 業務の内容 本業務の内容は、次のとおりとする。

- (1) メンター養成の企画・運営業務
- (2) 結婚につながるセミナーの企画・運営業務
- (3) 結婚応援イベントの企画・運営業務

5 業務の詳細

下記のすべての事業において、こども家庭庁が策定する「地域少子化対策重点推進交付金実施要領」及び「結婚支援ボランティア等育成モデルプログラム」に基づいたカリキュラムであること。

- (1) メンター養成の企画・運営業務

- ア メンターの養成及びメンター認定制度の設計を行うこと。
 - イ メンターの養成については、対面型の講座により行うこと。講座の実施については、講座の企画、受講者の募集に係る広報業務、関係各所との連絡調整、資料の作成、講座の運営を行うこと。
 - ウ 受講生総定数は、15人程度とする。
 - エ 広報業務は、チラシのデザイン、印刷製本、配布を含めること。
 - オ 講座の内容は、昨今の結婚事情など結婚相談に応じるために必要な知識を学ぶことができる内容であり、かつ、個人情報の取り扱い、多様性への理解を深め、誠実に相談者へ寄り添うことができるメンターの養成につなげることができる内容とすること。
 - カ 講座の講師は、結婚相談に関する知識と経験を持ち、講義内容に精通した人物でなければならない。
 - キ メンターの認定制度の設計については、認定の要件として養成講座の受講を含めること。
 - ク メンターの認定制度の設計については、相談者の不安の軽減や解消に導くノウハウの保持や相談者に親身に寄り添える誠実性を担保できるようにすること。
 - ケ 受講者にアンケート調査を行い、業務の改善に取り組むこと。
- ※ 会場については、市役所内施設を提供予定。

(2) 結婚につながるセミナーの企画・運営業務

- ア セミナーについては、対面型により行うこと。セミナーの実施については、セミナーの企画、受講者の募集に係る広報業務、関係各所との連絡調整、資料の作成、セミナーの運営を行うこと。

- イ 広報業務は、チラシのデザイン、印刷製本、配布を含めること。
 - ウ セミナーの内容は、結婚を望む人が求めるものや結婚に結び付けることに役立つ内容とすること。
 - エ セミナーの講師は、結婚へと結びつける手法などに関する知識を持ち、セミナー内容に精通した人物でなければならない。
 - オ セミナーは、年間2回程度開催すること。
 - カ セミナー参加者の個人情報の管理を行うこと。
 - キ 受講者にアンケート調査を行い、業務の改善に取り組むこと。
- ※ 会場については、市役所内施設を提供予定。

(3) 結婚応援イベントの企画・運営業務

- ア 結婚応援イベントの企画、参加者の募集に係る広報業務、関係各所との連絡調整、資料の作成、イベントの運営を行うこと。
 - イ 広報業務は、チラシのデザイン、印刷製本、配布を含めること。
 - ウ 結婚応援イベントについては、市内の観光施設、飲食店などを可能な限り利用すること。
 - エ 結婚応援イベントは、年間1回程度開催すること。
 - オ 参加者総定数は、男女各10人程度、合計20人程度とする。
 - カ 結婚応援イベント参加者の個人情報の管理を行うこと。
 - キ 参加者にアンケート調査を行い、業務の改善に取り組むこと。
 - ク イベント参加者から飲食等に係る必要最低限の参加費を徴収すること。
- ※ 都合により市の借り上げバスを使用することは可能

6 支払方法

本業務に係る委託料は、年3回払いとする。

第1回目：令和8年6月下旬

第2回目：令和8年11月下旬

第3回目：令和9年4月下旬

7 留意事項

- (1) 特定の商品の販売、斡旋又は本事業以外への勧誘など、趣旨を逸脱する活動は一切行わないこと。
- (2) 結婚に関する価値観の押し付けとならないようにすること。
- (3) 受託者は、本業務の履行中に知り得た個人情報及び秘密情報について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、その他関係法令を遵守し、取り扱いには十分に注意すること。また、受託者は本業務に関連して秘密漏洩等の問題が生じたときは、速やかに委託者に報告し、以後の処理について委託者の指示に従うこと。
- (4) 本業務において作成された広報物の著作権は委託者に帰属する。また、講座等で撮影された写真データ等の著作権、肖像権についての交渉、権利処理は受託者の責任と費用負担において行うものとする。
- (5) 本業務の全部又は一部を第三者に委託してはならない。ただし、委託者による事前の承認を得た場合は、この限りでない。

8 特記事項

審査結果の発表から契約締結日までの間に五條市結婚支援重点推進事業業務委託に係る公募型プロポーザル実施要項（以下、「実施要項」とい

う。)の5. 参加資格要件の各号に記載する本プロポーザル方式に参加するものに必要な資格を失った場合及び実施要項の5. 参加資格要件(6)に該当することが判明した場合は、失格となります。